

泉大津市教育委員会会議 令和5年第8回定例会

会 議 事 項

(令和5年8月23日)

会 議 事 項

日程第 1 議案第 30 号 泉大津市立小中学校における学校事務連携に関する
要綱の制定について

日程第 2 報告第 15 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 3 議案第 31 号 令和 5 年度泉大津市一般会計補正予算について

教育委員会資料
5. 8. 23
指導課

議案第30号

泉大津市立小中学校における学校事務連携に関する要綱の制定について

1 趣 旨

この要綱は、泉大津市立小中学校における学校事務・業務の効率性と確実性を高めるとともに、学校間連携・教育活動支援を進め、学校運営の活性化を推進すること、また研修等を通して人材育成をすることを目的として泉大津市教育委員会が実施する小中学校における学校事務の連携について、必要な事項を定めるものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(共同学校事務室)

第47条の4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務(学校教育法第37条第14項(同法第28条、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であって共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

3 制定内容

別紙1 要綱(案)のとおり

4 施行期日等

この要綱は、令和5年8月26日から施行する。

泉大津市教育委員会公告第 号

泉大津市立小中学校における学校事務連携に関する 要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、泉大津市立小中学校（以下「小中学校」という。）における学校事務・業務（以下「学校事務」という。）の効率性と確実性を高めるとともに、学校間連携・教育活動支援を進め、学校運営の活性化を推進すること、また研修等を通して人材育成をすることを目的として泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する小中学校における学校事務の連携（以下「事務連携」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務連携の総括）

第2条 事務連携の総括事務（以下「総括事務」という。）については、泉大津市教育委員会事務局指導課が所掌する。

2 総括事務の範囲その他総括事務の遂行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（事務連携の組織等）

第3条 事務連携を円滑に行うため、事務連携組織を置く。

2 事務連携組織及び構成は、別表のとおりとする。

3 事務連携組織に所長及び副所長を置く。所長及び副所長は各事務連携組織の構成者の中から教育委員会が指定する。

4 各事務連携組織内に所属する学校事務職員が、組織に所属する他の学校事務職員と連携し、本務校以外の組織内小中学校に所属する学校事務職員が所掌する事務を共同して遂行するために、組織内各校の事務職員は本務校以外の組織内全校の事務を兼務する。また所長は、事務連携における事務を総括し、泉大津市内小中学校の事務を兼務する。

5 第3項で規定する所長で構成する事務連携総括者会議を置く。

（事務連携の推進に係る役割・連携等）

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、事務連携に係る全ての構成者を対象とした事務連携実施全体会を召集するものとする。

2 第2条に規定する総括事務を所掌する課（以下「総括課」という。）は、事務連携総括者会議を招集するものとする。

3 事務連携総括者会議は、事務連携の推進に係る各事務連携組織間の連絡・調整を行うものとする。

4 事務連携組織は、事務連携組織の所長を中心として次条各号に掲げる事務を遂行するものとする。

5 事務連携組織の所長は、前項の規定による事務を遂行するに当たって、実施日時、事務の内容その他教育委員会が必要と認める事項について、あらかじめ教育委員会に報告しなければならない。

6 事務連携組織は、毎年度教育委員会が定める日までに、事務連携組織で事務連携する事務の計画書および報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

（事務連携の事務）

第5条 事務連携を行う事務は、次のとおりとする。

(1) 事務処理の一元化や効率化に関すること。

(2) 研修に関すること。

(3) 教育委員会との連携に関すること。

(4) その他教育委員会が必要と認めること。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

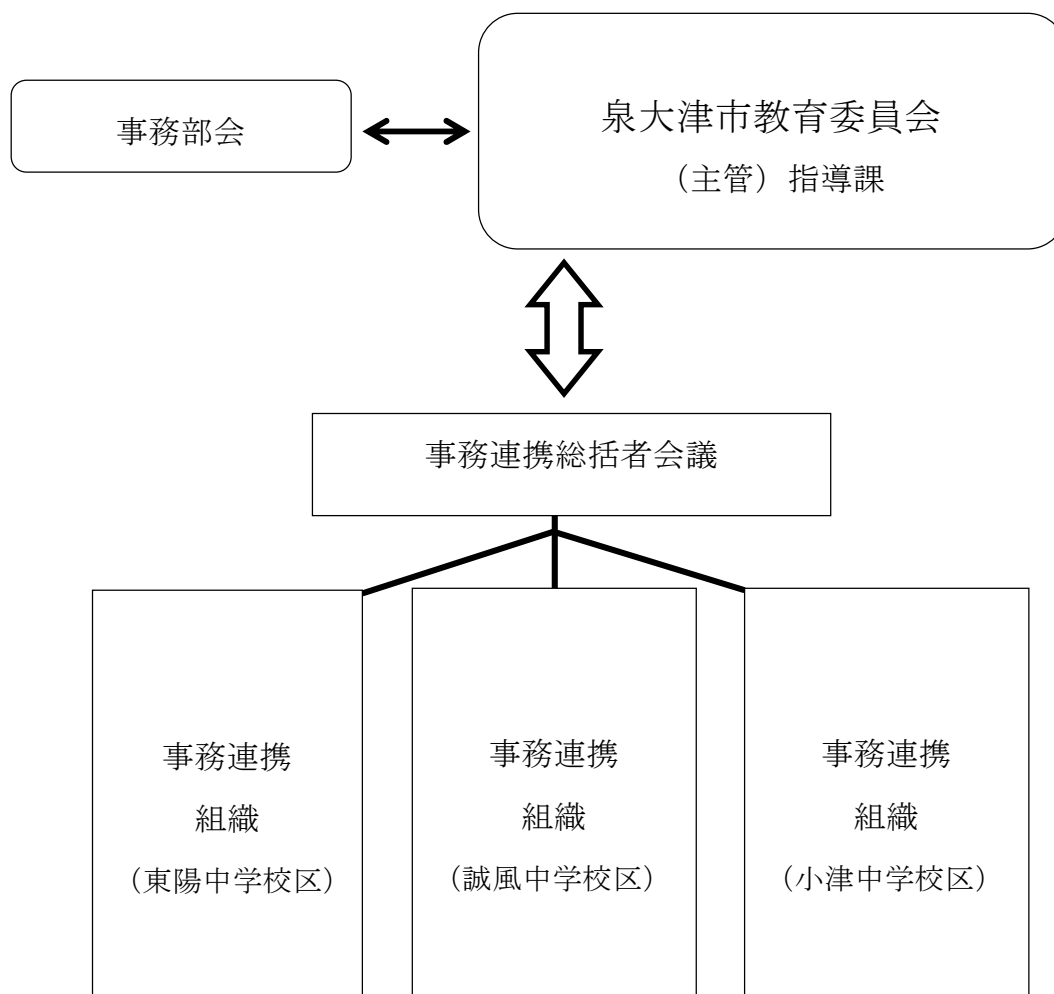
附 則

この要綱は、令和5年8月26日から施行する。

(別紙) 各事務連携組織一覧

No.	事務連携組織名	編成校
1	東陽中学校区事務支援センター	旭小学校、浜小学校、条南小学校、東陽中学校
2	誠風中学校区事務支援センター	戎小学校、穴師小学校、楠小学校、誠風中学校
3	小津中学校区事務支援センター	上條小学校、条東小学校、小津中学校

事務連携組織図



報告第15号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和5年6月1日（木）～ 令和5年7月31日（月）

4 内 容

別紙2のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R5.6.5	R5.7.8	社会を明るくするつどい	泉大津市保護司会
2	R5.6.13	R5.10.28	プレミアム・コンサート VOL16	泉大津市音楽家協会
3	R5.6.13	R5.7.15 ～ R5.9.18	令和5年度夏季企画展 「弥生時代巨大集落の盛衰－河内地域の 調査成果から」	大阪府立弥生文化博物 館
4	R5.6.16	R5.8.26	様々な子どもの成長を支える大人への子 育て支援	一般社団法人泉大津 発達支援勉強会Lien
5	R5.6.19	R5.10.21 ～ R5.10.22	MOA美術館泉大津市児童作品展	MOA美術館泉大津市児 童作品展
6	R5.6.27	R5.7.15	第33回市民納涼民踊大会	泉大津市民納涼民踊大 会実行委員会
7	R5.7.7	R5.9.16 ～ R5.12.3	謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」	特定非営利活動法人た しざん
8	R5.7.7	R5.11.20	第20回大阪府中学校道徳教育研究会 堺泉北大会	大阪府中学校道徳教育 研究会
9	R5.7.13	R5.9.30	第49回泉大津母親大会	泉大津母親連絡会
10	R5.7.24	R5.8.20	認知症サポーター養成講座&だんじりサ ミット2023in泉大津	だんじり認知症サポー ターの輪同志会
11	R5.7.27	R5.10.8 ～ R6.3.23	2023年度 あすと市民大学(後期)	あすとホール
12	R5.7.27	R5.10.9	泉大津フェスタ	一般社団法人ライフ パートナー
13	R5.7.27	R5.11.22	第61回大阪府小学校社会科教育研究会 泉北大会	大阪府小学校社会科教 育研究会泉北大会実行 委員会
14	R5.7.27	R5.11.18	創立70周年記念民踊大会	泉大津市フォークダンス 連盟

新

新

新

新

新